

第 6 回

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会

会 議 録

会議の名称	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会	
開催日時	平成15年12月25日(木) 開会：午後2時00分 閉会：午後3時11分	
開催場所	五個荘町 てんびんの里文化学習センター ホールあじさい	
議長氏名	中村功一	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	織田直文 辻 裕子 上川裕子	
会 議 事 項	<p>1 報告 報告第12号 八日市市・永源寺町・五個荘町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について</p> <p>2 協議 協議第40号 高齢者福祉事業について 協議第41号 介護保険事業について 協議第42号 障害者福祉事業について 協議第43号 児童福祉事業について 協議第44号 生活保護事業について</p> <p>3 提案 協議第45号 建設関係事業について 協議第46号 都市計画関係事業について 協議第47号 農林水産関係事業について 協議第48号 商工・観光・労政関係事業について</p>	<p>【会議結果】 承認</p> <p>原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決</p> <p>提案説明 提案説明 提案説明 提案説明</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	署 名 押 印	
平成16年1月19日	署名委員 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">密 谷 要 一 郎 印</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">植 田 善 夫 印</div>	

出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職	氏名	種別	出欠等	役職	氏名	職名	出欠等
会長	中村 功一	八日市市長		幹事	奥 善夫	八日市市収入役	
副会長	宮部 庄七	湖東町長			森野 才治	八日市市企画部長	
副会長	久田 元一郎	永源寺町長			池田 晋	永源寺町助役	
副会長	前田 清子	五個荘町長			白木 駒治	永源寺町町収入役	
副会長	植田 茂太郎	愛東町長			川戸 善男	永源寺町総務課長	
委員	志井 弘	議会推薦			持田 長三郎	五個荘町助役	
	高村 与吉	議会推薦			北川 純一	五個荘町総務主監	
	吉澤 克美	議会推薦			藤関 安久	愛東町助役	
	高橋 辰次郎	議会推薦			鯨江 茂信	愛東町収入役	×
	寺村 茂和	議会推薦			吉岡 登	愛東町合併推進室長	
	杉山 忠蔵	議会推薦			野村 新太郎	湖東町助役	
	密谷 要一郎	議会推薦			上野 清司	湖東町収入役	
	鈴村 重史	議会推薦			高野 治幸	湖東町企画財政課長	
	西澤 英治	議会推薦			事務局	中嶋 喜代志	事務局長
	植田 勲	議会代表		青木 幸一		事務局次長	
	織田 直文	学識経験者	×	小梶 隆司		総務班主幹	
	西田 弘	学識経験者		北村 定男		調整班主幹	
	梶森 幸子	学識経験者		村田 吉則		情報化推進班主幹	
	武久 健三	学識経験者		専門部会	奥田 敬一郎	健康福祉保険部会部会長	
	田中 敏彦	学識経験者			山川 永市	健康福祉保険部会副部会長	
	山田 儀左衛門	学識経験者		出席			
	飯尾 文右衛門	学識経験者		× 欠席			
	市田 重太郎	学識経験者					
	小西 龍二	学識経験者					
	足出 み彥子	学識経験者					
	足立 進	学識経験者					
	辻 裕子	学識経験者	×				
	平居 貞夫	学識経験者					
	三輪 高裕	学識経験者					
	上川 裕子	学識経験者	×				
	川瀬 重雄	学識経験者					
	川副 清厚	学識経験者					
	清水 雅晴	学識経験者					
植田 善夫	学識経験者						
清水 重一	学識経験者						
野村 宗一	学識経験者						
廣田 綾子	学識経験者						

第 6 回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	3
【報告事項】		
報告第 12 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について	3～4
【協議事項】		
協議第 40 号	高齢者福祉事業について	4～8
協議第 41 号	介護保険事業について	8～9
協議第 42 号	障害者福祉事業について	9～10
協議第 43 号	児童福祉事業について	10～11
協議第 44 号	生活保護事業について	11～12
【提案事項】		
協議第 45 号	建設関係事業について	12～14
協議第 46 号	都市計画関係事業について	14～15
協議第 47 号	農林水産関係事業について	16～17
協議第 48 号	商工・観光・労政関係事業について	17～18
【その他】		
	市町村合併シンポジウムの開催結果概要	19
	副会長あいさつ	20
	閉会	20

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
<p>司会 (小梶隆司)</p>	<p>皆さまこんにちは。開会の前にいくつか連絡事項等を述べさせていただきます。</p> <p>まず第1点目、本日の協議会の日程の確認をさせていただきます。お手元の次第をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、次第4番目の報告事項でございますが、このたび事務局規程を一部改正いたしております。そのご報告をさせていただくということでございます。</p> <p>次に、次第5番目の協議事項でございますが、前回提案させていただきました福祉関連事業につきまして、本日5件のご協議をいただく予定でございます。</p> <p>次第6番目の提案事項でございますが、本日は4件の議案につきましてご説明させていただきます。</p> <p>次第7番目のその他でございます。過日、各市町それぞれの会場で「市町村合併シンポジウム」を開催させていただいております。その結果概要につきまして、簡単にご報告させていただく予定をしております。</p> <p>以上、本日の日程でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>第2点目、本日の傍聴者の定員でございますが、50名でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>第3点目、本日ご欠席の連絡をいただいております委員につきましては、織田委員、辻委員、上川委員でございます。規約第10条の規定によりまして、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>その他、傍聴者の皆さまにつきましては、『傍聴についてのお願い』をお渡しいたしておるかと思っておりますので、遵守いただきたいと思います。また、毎回のことでございますけれども、携帯電話でございますとか、発言等におきますお名前、そういったものにつきましてもよろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから第6回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日第6回の協議会を開催いたしました。委員の皆さんには年末大変ご多忙のところを曲げてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>近年、暖冬とよく言われておりますけれども、やはり12月になりますと、遠くの山々も白くなってくる。そうした季節を感じるころ</p>

<p>司会</p> <p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>でございます、改めて季節というものが順調に回ってくるなと思っております。</p> <p>私ども1市4町の合併につきましても、今日まで順調に協議を進めさせていただきました。あと数日で平成16年の新春を迎えようとしております。平成16年になりますと、合併協議もいよいよ大詰めでございます、また、新市の発足に向けたさまざまな準備を進めなければならない、まさに合併に向けた正念場の年になることと思います。併せまして、昭和の大合併以後今日まで、住民の皆さまと共に歩んでまいりましたそれぞれの市や町の最後の年度を迎えるわけでもございます。大変感慨深い一年を迎えると実感をいたしております。</p> <p>ところで、今月の11日から19日にかけて、1市4町それぞれの会場で「市町村合併シンポジウム」を開催させていただきました。延べ1,000人を超える多くのご参加をいただいたところであります。内容につきましては、既に皆さまご承知いただいていることと存じますが、各会場とも予定時間をオーバーしての開催となりました。また、数多くのご質問や合併に対するご意見をいただきました。後ほど簡単にご報告させていただきたいと考えておりますが、住民の皆さまの思いや前向きなご意見から、まずこの枠組みでの合併をしっかりとまとめ上げなければならないというふうに改めて感じております。</p> <p>なお、委員の皆さまにはパネラーとしてご無理をお願いしたり、また、当日ご参加をいただくなど、開催にご協力いただきましたことを心からお礼申し上げます。なお、シンポジウムでのご意見や意見募集による住民の皆さまからのご意見などにつきましては、事務局で集約させていただきまして、次回の協議会で皆さま方にご提示させていただき、これらを踏まえた上でさらにご協議をお願いするというふうに考えておりますので、よろしくご意見申し上げます。</p> <p>さて、本日も前回提案させていただきました協定項目のご協議をお願いし、また、新たに建設関係や産業関係の協定項目を提案させていただきます。いずれも各担当職員が何度となく協議を重ねまして調整してきた内容でありますけれども、皆さまにはさまざまな角度からご審議いただき、そしてご意見をお伺いするというところでございますので、何分よろしくご意見申し上げます。</p> <p>簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶に代えたいと思っております。よろしくご意見いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約の定めによりまして中村会長をお願いいたします。よろしくご意見いたします。</p> <p>それでは規約によりまして、これからの議事につきましては議長を務めさせていただきます。皆さんからのご意見をどしどしいただきます</p>
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>すようお願いいたします。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。愛東町の密谷委員さん、植田善夫委員さんのお二人を会議録署名委員に指名させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次第4番の報告事項に移らせていただきます。「報告第12号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について」であります。この規程は、会長が定める規程となっておりますが、このたび一部改正を行いましたので、その内容につきまして事務局から説明を申し上げます。</p> <p>それでは、ブルーの表紙の付いた報告第12号をご覧くださいと思います。合併協議会事務局規程の一部改正をさせていただいております。</p> <p>内容につきましては、3枚目の1ページをご覧くださいと思います。今まで事務局におきましては、合併協議関係の仕事をさせていただいておりましたが、合併協議もどんどん進んでまいりまして、すでに電算システムの協定項目も可決いただきましたので、電算統合、それから地域情報化に向けての合併の準備を進める時期になってまいりました。そのために、その規程中第2条の4号に、「合併に向けて必要な事項」ということで追加させていただきました。</p> <p>その組織といたしまして、今まで三班体制でやっておりましたが、さらに「情報化推進班」の追加を第3条でさせていただきます。12月1日より湖東町から1人職員を派遣していただいております。また、1月からは八日市市・五個荘町から1名ずつ、合計3名で情報化推進班を設置する予定でございます。情報化推進班につきましては、先ほど申し上げましたように、電算の統合、それからCATVなどの地域情報化に向けましての準備作業を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>この規程につきましては、会長が定めるものでございますので、12月1日から施行させていただきます。規程の一部改正は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から規程の一部改正について内容説明を行いましたけれども、この内容につきまして何かご質問がありましたら、どうぞご意見をお出しく下さい。ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでございますので、「報告第12号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について」を承認することにご異議はございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。「報告第12号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について」は、これを承認いたします。</p> <p>それでは、次第5番の協議事項に入ります。「協議第40号 高齢者福祉事業について」を議題といたします。事務局から再度説明をいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、前回の資料「協議第40号 高齢者福祉事業について」をご覧くださいと思います。大きい調整方針は、3点でございます。</p> <p>まず1点目が、老人保健福祉計画については、平成18年度からの新たな計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは、それぞれ旧市町の計画とする。2点目でございますが、国・県が定める制度で各市町が実施している事業については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。3点目、各市町が独自で実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。大きい調整項目は3点でございます。</p> <p>個々の調整方針といたしましては、生活管理指導員派遣事業、緊急通報システム事業、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業、介護用品の購入助成、敬老祝金、敬老会につきましては、現行のとおりもしくは記載いたしました調整額などにより、平成17年度から実施することといたしております。</p> <p>また、外出支援サービス事業、配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業については、現行どおり新市に引き継ぎまして、合併後2年内に統一するよう調整することといたしております。</p> <p>資料につきましては、先進地の事例を3件あげさせていただいております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明を申し上げましたけれども、この協議につきまして何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。</p>
<p>植田 勲委員 (湖東町)</p>	<p>湖東町の植田でございます。資料 3の中ほどの介護用品の購入助成について伺います。</p> <p>具体的な調整方針では、平成17年度から要介護3以上の紙おむつ使用者を在宅で介護している者に月額 3,000 円の助成を行うとあります。ところが、各市町の現況を見ますと、八日市市が要介護4・5で4,000円、永源寺町が要介護3以上で2,500円、年間30,000円と示されております。そして、五個荘町が長期間使用している方へ5,000円、愛東町はおむつが必要な方へ5,000円、湖東町は要介護1以上で5,000</p>

<p>健康福祉保険 部会部会長 (奥田敬一郎)</p>	<p>円という状況でございます。</p> <p>こうして見ますと、多くの町で現況よりサービスが低下することになります。そこで、要介護3以上月額 3,000 円という調整をされました経過や理由を、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。</p> <p>専門部会の方からお答え申し上げます。</p> <p>今ご質問いただきましたように、おむつ等の助成事業の内容につきましては、1市4町それぞれ対象なり金額が異なっておりまして、特に協議には時間をかけてもらいました。協議にあたりましては、まず各市町の現状がどのようになっているのかということの把握から始めまして、対象者をどのようにするか、そして、助成金額をいくらにしていくかというようなことの協議に入ったわけでございます。</p> <p>まず、要介護3ということで調整をした理由でございますけれども、平成14年2月に八日市市内の在宅サービスの利用者が523人おられまして、この方々を対象に介護度なりおむつ(おむつパッド含む)の使用状況を調査したものがございます。それによりまして、おむつの使用者の割合であります、例えば要介護2であります、使用度合いが3割に過ぎないというような状況であります、要介護3になりますと、一気に7割の方が利用されている、さらに要介護4では84%、要介護5では90%の人がおむつを使用されているという結果が出ております。</p> <p>この結果を踏まえまして、要介護3から極めておむつの使用度が高い階層になるという判断をいたしました。したがって、新市におきましては、要介護3以上にしたいということで協議をした次第であります。</p> <p>ちなみに、現行での対象者1市4町を合わせますと286人いるわけですが、今申し上げましたような調整になりますと、総対象者が460人ということで、おおよそ180人ぐらいの方が増加することになります。</p> <p>次に、金額を3,000円に決めた理由であります、実際に1ヵ月にどれだけのおむつを購入されて使っておられるのかということ、現行制度で、領収書の提示を求めて後払いをされている町が永源寺町さんと愛東町さんでございますけれども、この2町の平成14年度の実績を調査いたしました。1ヵ月に、多い方では10,000円以上使っておられる方もないことはありませんけれども、2,000円なり1,000円台という人もおられまして、全体の助成を平均いたしますと、約3,400円になったというようなことあります。</p> <p>あくまでも、おむつの助成につきましては、助成制度ということでもありますし、償還払いを利用券方式ということに今改めようという調整をいたしておりますので、この制度によりまして利用しやすくなるだろうと考えまして、利用度も増えてくるだろうと思います。この</p>
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>植田 勲委員 (湖東町)</p>	<p>ような経過によりまして、1ヶ月 3,000 円としたいということで調整をした次第でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま八日市市の例を説明していただきましたけれど、要介護3以上となりますと、要介護1・2で現実におむつを必要としている方を切り捨てるということになります。湖東町でも、要介護1・2の方で現在おむつを必要とされている方もおられます。これらの方を切り捨てることは、今後高齢化社会が進む中で福祉施策を充実してほしいという、アンケートなどに表れている住民の声に反することになります。</p> <p>要介護3以上になりますとおむつの利用率が高くなるということも理解できますが、要介護1・2の方でもおむつも必要な方が現実におられるわけで、単に要介護3以上という調整方針はいかがなものかという気がします。</p> <p>例えば、要介護4・5となりますと、施設に入所されて施設の方の費用で賄えますけれども、今後、介護というものにつきましては、我々もできるだけ在宅で介護して、どうしても家庭で手に負えないということになりますと施設等をお願いするわけなのですが、在宅介護を主にしたら、やはり要介護1・2も含めていただくのが私は道かなと思います。介護度が高くなる人は施設に入る方も多くなりますし、在宅で介護ができる援助をお願いしたいと思います。住民の立場に立って考えますと、本当に必要という人に対して助成をするということがこの事業の本意ではないかと考えます。確かに財政負担も伴うこととなりますが、単に要介護3以上とせず、本当に必要な方に対して助成できるよう、そのような表現に変えられないかということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>健康福祉保険 部会部会長</p>	<p>植田委員さんのおっしゃることは、私も否定する気持ちはいささかもございませんけれども、この議案を27日の合併協議会に提出させていただきましたしまして、その後、委員から、今おっしゃいましたような助成制度の拡大ができないかというような強いご意見を賜りました。したがって、分科会なり専門部会で、改めまして慎重に何度も何度も協議させていただきました。</p> <p>おむつの件につきましては、提案する前から協議している関係者は、委員と同様に、おむつが必要な人にはできるだけ助成はしたいという気持ちを持って調整に臨んでいたわけでありまして、対象を広げることは即多くの財源を伴うということになりまして、先ほどご説明申し上げましたようなことで、要介護3以上にするという経過があったわけでありまして、それぞれ1市4町のこの制度が立ち上がったときの背景なり現状なりを、もう一度分科会ならびに専門部会で検討させていただきました。</p>

<p>植田 勲委員 (湖東町)</p> <p>議長</p>	<p>その結果、このようにしたらどうかということで協議が整いました。その結果といたしましては、要介護1ならびに2に該当する人中でも、委員がおっしゃいますように、特におむつを必要とする人についてのみ助成できるような基準を設けて対応していこうということで協議が整いましたので、ご報告を申し上げますとともに、ご了解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、今後また協議をしていただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>一定ご理解いただいたというように思いますが、またこれがスタートして、絶対永久に不変のものであるということは申し上げる気はありませんし、十分そういった実態も参酌させていただいて、よりよい方向に持っていきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
<p>野村・一委員 (湖東町)</p>	<p>湖東町の野村でございます。基本的には、この調整方針に賛成する立場で、要望的な意見ということで述べさせていただきます。</p> <p>それぞれの事業につきましては、例えば、八日市市さんの場合ですと民間業者なりNPO団体なりに委託されております。ほかの4町につきましては、概ね社会福祉協議会に委託されているというのが現状だと思います。</p> <p>今回、1市4町の社会福祉協議会におきましても、既に合併協議会がスタートして具体的な検討に入っておりますが、そこで、今後こういった高齢者福祉事業、後ほどの介護保険事業にもかかるのですけれども、行政と社会福祉協議会との連携というものがより強く求められると思います。社会福祉協議会の合併協議会には、それぞれの市・町の福祉担当の部課長もお入りいただいております、その辺は齟齬はないと思いますけれども、十分に行政側と社会福祉協議会とのすり合わせなりを特にお願ひいたしと思います。</p> <p>さらに、ただいま植田委員からも要望がございまして、専門部会なり会長の方からもご回答がございましたけれども、こういった福祉の施策というのは、今後ますます充実する方向に向かうべきであると思っておりますので、今後のいろいろな具体的な論議の中で、よろしくご尽力を賜りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございました。十分心にとどめさせていただいて、今後の運営の参考にさせていただきます。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	<p>ほかはないようであります。「協議第40号 高齢者福祉事業について」お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第40号 高齢者福祉事業について」は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「協議第41号 介護保険事業について」であります。事務局からご説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第41号 介護保険事業について」の説明を申し上げます。基本的な調整方針は5点ございます。</p> <p>まず1点目でございますが、介護保険事業計画については、平成18年度からの新たな事業計画を新市において策定する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の計画とする。2点目、第1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定に合わせ、適切な保険料を算定し統一する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の例による。3点目、低所得者対策事業については、社会福祉法人等の減免は廃止する。新市において新たな軽減措置事業を設けるよう調整する。4点目、介護認定審査会は、組織等について協議し、新市において単独で設置する方向で調整する。5点目、介護保険運営協議会については、委員構成を調整し、新市において新たに設置する。以上5点でございます。</p> <p>1番目にもございましたように、介護保険料につきましては、下段に掲げさせていただいておりますが、高齢者福祉計画と同様に、5年を1期として定める計画でございますので、平成17年度までは現行の保険料になります。平成18年度から新たな保険料を算定させていただきます。</p> <p>納期でございますが、各市町で納期の差はございますが、新市におきましては8期で統一させていただきたいと思っております。</p> <p>低所得者事業につきましては、具体的な調整欄に掲げているとおりでございます。</p> <p>介護保険運営協議会につきましては、平成17年度までは現行の49名、平成18年度から24人とさせていただきます。資料は、先進事例を4点あげさせていただいております。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>「協議第41号 介護保険事業について」の説明を申し上げましたけれども、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。</p>

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>特にないようでありますので、お諮りいたします。「協議第41号 介護保険事業について」、原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第41号 介護保険事業について」は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「協議第42号 障害者福祉事業について」であります。事務局からご説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第42号 障害者福祉事業について」のご説明を申し上げます。大きな調整方針は3点でございます。</p> <p>まず1点目、国または県等が定めている制度で、各市町が実施している施策、事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2点目、他市町と連携し広域で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。3点目、各市町が単独で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。ただし、統一が困難なものは合併後2年以内に調整する。以上のような基本の調整方針でございます。</p> <p>具体的な調整内容につきましてはたくさんございますので、1に記載いたしております支援費制度事業をはじめといたしまして14事業や、新市の単独事業の内容につきましては、5までにわたり調整内容を記載しております。また、5の配食サービス事業・移送サービス事業につきましては、現行のとおり引き継ぎまして2年以内に統一することといたします。各項目につきましては、調整の具体的な内容の欄に掲げておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>資料1につきましては、現在、障害者手帳等を保持しておられる方の数、それから、資料2は先進地の3例をあげさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>「協議第42号 障害者福祉事業について」ご説明を申し上げました。ご意見・ご質問がありましたらどうぞ。特にありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでございますので、「協議第42号 障害者福祉事業について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙</p>

	<p>手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員であります。</p> <p>以上によりまして、「協議第42号 障害者福祉事業について」は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、「協議第43号 児童福祉事業について」であります。事務局からご説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第43号 児童福祉事業について」のご説明を申し上げます。大きな調整方針は2点でございます。</p> <p>1点目、児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、新市において各種施策の展開を図る。2点目、保育所(園)については、現行のとおりとし、保育料は平成17年度から統一する。以上2点でございます。</p> <p>具体的な調整内容の中で、学童保育所の調整内容を1に、それから保育所につきましては、保育料は2の下段に、国基準のほぼ83%の額で新市で運営をしたいという調整案でございます。</p> <p>また、保育所の延長保育・障害児保育・一時保育につきましては、ニーズ等を調査いたしまして、検討又は現行どおり実施いたしたいという調整内容でございます。</p> <p>資料1で現在の保育所の入所の児童数、国の基準の金額、調整内容との比較、資料2につきましては、先進地の3例をあげさせていただいております。以上よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらどうぞ。</p>
植田 勲委員 (湖東町)	<p>資料1の児童育成奨励金という項でございますけれども、これを伺いたいということで質問させていただきます。</p> <p>出産奨励金等は現行を見直して、少子化対策事業として新市において新たな施策を検討するとなっておりますけれども、この新たな施策というのは、今わかっている部分で教えていただきたいと思います。</p>
健康福祉保険 部会部会長	<p>今わかっている部分とおっしゃっていただきましたが、調整します中でいろいろ考えましたことは、今、五個荘町さん、愛東町さん、湖東町さんにそれぞれ、少子化と言いますか、子どもを育成していくための奨励的な補助金なり援助をさせていただいている制度がございます。この制度の趣旨についてはそれぞれいいものがございますけれども、これをすべてこのまま新市に適用していくことになると、財</p>

	<p>源ももちろん関係いたしてきますが、それよりも、今現在、少子化に対してどのようなことをしていくのかということが強く言われております。</p> <p>そのような中で、ちょうど今年7月に、国で次世代育成支援対策推進法という法律ができて、今までのエンゼルプランなり、子どもに対する施策についての指針があったわけでございますけれども、そのようなものをもう一度一から見直して、次世代を担ってくれる子どもをどういうように育てていったらいいのかということを検討するというので、その計画をつくれということが法律で各自治体に義務付けられました。</p> <p>したがって、合併をいたします1市4町で現在、共同事業としまして新市としての新しい計画をつくらうということで、既に事業の一部に着手させていただいております。この事業の計画が平成16年にはでき上がってまいります。その事業を計画する中で、本当にどのようにすればいいのだろうというようなことを、1市4町たくさんの方が集まりますから、今までの1市4町の事業だけではなくて、いろいろな広い意味でよい方向はないかなということ、口で申し上げるのは簡単でございますけれども、そのようなことを真剣に論議をしていこうと思っております。どのようなものがあるかとご質問いただきましたのですけれども、今すぐに、このようなものを考えていますということは申し上げられませんが、委員がおっしゃいますようなことを十分に意にとめまして、新しい計画がすばらしいものとなって、実効性のあるものにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようであります。「協議第43号 児童福祉事業について」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第43号 児童福祉事業について」は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>続きまして、「協議第44号 生活保護事業について」事務局から説明いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>「協議第44号 生活保護事業について」ご説明を申し上げます。調整方針は1点でございます。</p> <p>生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、国又は県等が定める制度に基づき実施する。</p> <p>現在は、八日市市が福祉事務所を設置しております。4町につきましては、県の振興局で福祉事務所をお持ちですので、そちらで決定等がされております。被保護世帯の状況につきましてもあげさせていただいております。保護費の内容につきましては、生活扶助費から葬祭扶助費までの内容がございます。このような国・県等が定める制度に基づきまして、新市の福祉事務所で実施していくということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらどうぞ。</p> <p>これは新しい福祉事務所でやるということですから、ご了解いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>「協議第44号 生活保護事業について」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第44号 生活保護事業について」は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>会議を続行いたします。次回の協議会で協議をいただきます事項について4件ございますので、あらかじめ提案説明をさせていただきます。</p> <p>まずは「協議第45号 建設関係事業について」であります。事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、本日の資料の「協議第45号 建設関係事業について」をご覧くださいと思います。</p> <p>建設関係事業についての提案でございます。提案の内容、基本的な調整方針は、1で7点あげております。</p> <p>まず1点目でございますが、道路河川整備事業については、継続中のものを新市に引き継ぐこととし、新規事業は新市において計画的に整備、推進する。なお、市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。2点目、道路</p>

	<p>の維持管理については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。3点目、道路認定基準及び再編は、新市において定める。ただし、旧市町における既認定路線は、現行のとおり新市に引き継ぐ。4点目、雪寒対策については、合併時は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。5点目、公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画を新市において策定し、計画的に建て替え、改善等を実施する。ただし、新市の計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐ。6点目、公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。7点目、建築基準法と関係事務については、合併時から八日市市の例を基本に実施する。</p> <p>具体的な調整でございますが、まず道路河川整備事業につきましては、各市町におきまして1級・2級・その他等に分けまして、実延長・改良済延長を表としてあげさせていただいております。平成15年4月1日現在の状況でございます。</p> <p>河川整備につきましても、地域の住民の生命・財産を守るため河川整備及び川づくりを推進するという目標で、各市町で実施されております。</p> <p>また、市道以外の生活道路の整備でございますが、八日市市と永源寺町と湖東町につきましては、大字自治会等の要望によりまして、地元負担金をいただいて整備をしております。五個荘町・愛東町につきましては、同じように要望で整備をするわけですが、それに対する補助という形で実施されております。新市におきましては、市道以外の生活道路の整備における地元負担金、それから補助制度と2つに分けて、次のとおりさせていただきたいと考えております。</p> <p>まず、事業費が150万円を超える場合につきましては、新市の施行といたしまして、地元負担を25%いただく。それから、事業費が150万円以下の場合は、自治会で主体的に整備をしていただくということで、補助制度で実施をしていく。この補助率につきましては、地元負担の割合等を勘案し、見合った補助の比率とさせていただくことを検討いたしております。</p> <p>資料 2でございますが、道路の維持管理につきましては、基本の方針のとおりでございますが、市道以外の生活道路の補修につきましては、現在も自治会主体でやっていただいておりますが、新市におきましても、新市の自治会主体を原則といたします。補修材につきましては、八日市市の例により、申請により支給していきたいということでございます。</p> <p>次に、道路の認定基準でございます。現在市道・町道に認定されている道路は、市道として新市に引き継ぐということでございますが、新市の市道の再編や新市における調整につきましては、今後調整していきたいと考えております。</p> <p>また、開発等による寄付された道路等の認定につきましても、新市</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>において基準を策定いたしたいと思ひます。</p> <p>次に、雪寒対策でございますが、合併時の雪寒対策については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。除雪については、基本的に建設業者等に委託するわけでございますが、既存各市町で除雪機等を保有されておりますので、その機械につきましては支所管理として適時対応させていただくという提案でございます。</p> <p>資料 3 でございますが、公営住宅につきましては、先ほど基本的なところで申し上げましたように、公営住宅ストック総合活用計画を、愛東町を除きまして各市町で計画されております。また、計画の概要につきましては、説明をあげさせていただいております。</p> <p>次に、公営住宅の家賃でございますが、合併時は現行のとおりいたしまして、平成 17 年度から統一した家賃算出方法により決定させていただきます。ただ、それですと増加が多くなることがございますので、著しい増加を避けるために、5 年間の負担調整を設けさせていただきます。家賃の計算方式を下にあげさせていただいております。</p> <p>次に、資料 4 でございますが、公営住宅の申し込みの資格でございますが、合併時から次に掲げる 5 点に基づきまして募集をさせていただきます。</p> <p>次に、建築基準法等の関係事務でございますが、現行は八日市市が国の指定を受けまして特別行政庁に指定されておりますが、4 町につきましては県の方で対応をさせていただいております。経由事務等を各町でされておりますが、この点につきましては、先ほど基本的な調整方針で述べましたように、八日市市の現行のものを引き継いで新市で行っていくということでございます。</p> <p>資料 1 につきましては、先進の 3 地区につきましてあげさせていただいております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>何か内容について不明な点がありましたら、ご質問いただきたいと思います。特にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	
議長	<p>それでは、次へ進ませていただきます。「協議第 46 号 都市計画関係事業について」事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第 46 号 都市計画関係事業について」の提案をさせていただきます。資料 1 でございますが、基本的な調整方針を 4 点あげさせていただきます。</p> <p>まず 1 点目でございますが、都市計画区域は、現行の区域を新市に</p>

議長	<p>引き継ぐものとする。2点目、都市計画マスタープランは、新市において策定する。3点目、都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置する。4点目、地籍調査は、新市において事業推進計画を定め各自治会や住民等の要望を勘案し実施する。</p> <p>具体的な調整でございますが、まず都市計画区域でございますが、八日市市と五個荘町は、現在、近江八幡八日市都市計画区域に属しております。愛東町・湖東町につきましては、湖東都市計画区域ということで設定されております。永源寺町につきましては、都市計画区域の設定はされておられません。</p> <p>現行といたしましては、現行の都市計画区域を新市に引き継ぐわけでございますが、県で平成16年6月から10月にかけて分析等が行われますので、新市においてその区域の見直しについて検討するという調整方針でございます。</p> <p>また、都市計画マスタープランにつきましては、五個荘町と湖東町で策定または予定がされております。調整方針は、基本的なところであげさせていただいたとおりでございます。</p> <p>資料2で、都市計画審議会の状況をあげさせていただいております。現在は、八日市市と湖東町で設置されております。五個荘町につきましては、総合計画審議会において都市計画の必要事項を審議されているということでございます。新市の都市計画審議会につきましては、委員を16人以内といたしまして、任期を4年とする調整方針でございます。</p> <p>次に、地籍調査でございますが、現在は愛東町で実施されております。進捗率は16.8%ということでございますが、基本的な調整方針に基づきまして実施させていただきます。</p> <p>資料1につきましては、都市計画の内容、都市計画・マスタープラン・土地利用・都市施設・市街地開発事業等の説明をさせていただいております。</p> <p>また、右の方には、先ほどあげました都市計画区域の現状の説明をさせていただいております。</p> <p>資料2につきましては、用語がたくさん出てまいりますし、その用語でわかりにくい点もございますので、その用語説明等をさせていただいております。</p> <p>資料3につきましては、先進の3地区の状況をあげさせていただいております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらどうぞ。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	<p>それでは、ないようでございますので、次の提案事項に移らせていただきます。</p> <p>「協議第47号 農林水産関係事業について」であります。事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第47号 農林水産関係事業について」の提案をさせていただきます。基本的な調整方針は3点でございます。</p> <p>まず1点目でございますが、農業関係事業については、各種計画を新市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。2点目でございますが、農村整備関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3点目、林業関係事業については、森林整備計画を新市において策定し、保育事業・病害虫等防除事業・林道事業・治山事業等の林業諸施策を実施する。</p> <p>まず、具体的な内容のところ農業基本計画がございますが、各市町それぞれ計画が立てられております。平成16年度までの目標年次で計画が策定されておりますので、農業基本計画については、新市において新たな地域農業マスタープランを策定するというところでございます。</p> <p>次に、農業振興地域整備計画につきましては、それぞれ回数を追って計画されておりますが、農業振興地域整備計画については新市において速やかに策定する。ただし、新市の計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐということでございます。</p> <p>次に、米政策及び生産調整につきましては、平成16年度に各市町で策定されまして、この事業は3年間引き継がれますので、現計画で補助が執行されます。それに基づきますので、地域水田農業ビジョンにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>資料2でございますが、まず認定農業者につきましては、各市町でそれぞれ基準を設けられまして認定されております。新市の認定農業者育成事業については、新市において「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」を策定し、認定農業者を認定させていただきます。また、旧市町において認定している認定農業者については、新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に地域用水事業でございます。この事業は、愛知川沿岸土地改良区の市町委託事業と直営事業に分かれております。新市におきましては、地域用水事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市と地元の負担割合は、合併時は現行のとおりといたしますが、平成17年度事業からは2分の1ずつとさせていただきます。</p> <p>資料3でございますが、農村振興総合整備事業、以前の事業の名前は農村総合整備モデル事業と言いましたが、それぞれ国・県補助事業の位置づけで、農村総合整備モデル事業は終了いたしまして、新たに農村振興総合整備事業となります。新市においても当該事業は実施</p>

	<p>いたします。新市と地元の負担割合は、2分の1ずつとさせていただきます。</p> <p>現在、愛東町と湖東町の両町が、平成15年度中に基本計画を策定をされております。また、五個荘町でも、平成16年度中に策定の予定をされております。八日市市・永源寺町につきましても終了いたしておりますので、各地域の計画に基づきまして実施させていただくということになります。</p> <p>次に、国営新愛知川農業水利事業でございますが、この事業につきましては、愛知川沿岸の1市8町地域に農業用水を安定的に供給するという事業でございます。関係市町は、下の段に掲げておりますが、現在1市4町全部が含まれておりますので、新市域の全体の安定した農業用水確保のために、国営新愛知川農業整備事業の推進に努めるとい調整方針でございます。</p> <p>資料4でございますが、林業の部門でございます。まず、森林整備計画につきましては、国の計画、県の計画、市町村の計画とございます。各市町でそれぞれ計画を立てていただいておりますが、1市4町の計画を基本に新市において森林整備計画を策定する。それから、林業の保育事業と森林病虫害等防除事業、林道事業、治山事業につきましては、平成14年度の実績金額をそれぞれ掲載させていただいておりますが、保育事業、森林病虫害等防除事業、林道事業、治山事業は、新市において引き続き実施する。なお、各事業の地元負担金は新市において調整するという方針でございます。</p> <p>資料1につきましては、先進の3地区の例をあげさせていただいております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま「協議第47号 農林水産関係事業について」の説明をいたしました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問がございましたらどうぞ。特にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移らせていただきます。「協議第48号 商工・観光・労政関係事業について」であります。事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第48号 商工・観光・労政関係事業について」の提案をさせていただきます。</p> <p>大きな調整方針は1つでございます。商工・観光・労政関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、新市において引き</p>

	<p>続き事業の推進に努めるものとする。</p> <p>まず、中心市街地活性化計画でございますが、八日市市で平成13年に策定されておられます。その計画につきましては、中心市街地活性化法に基づきまして、新市に引き継ぐということでございます。</p> <p>次に、小規模企業者小口簡易資金貸付制度でございますが、1市4町とも同じ制度で実施しておりますので、現行のとおり新市に引き継ぎをさせていただきます。</p> <p>次に、観光事業でございますが、観光事業と観光協会事業との2つに分けてあげさせていただいております。資料1に各イベントをあげさせていただいております。この中に、現在各市町が実施しておりますお祭りやイベント等をあげさせていただいておりますが、それを下に書いているような観光イベント・農政イベント・商工イベント・コミュニティイベントというような分け方をいたしまして、この調整方針案では、その一部でございますが、あげさせていただいております。ほかの事業についても新市に引き継ぐということでございますので、よろしくお願いたします。</p> <p>行政が主体的に実施している関係イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。観光協会を通じて実施している観光イベントについては、観光協会と協議し新市において調整するという内容でございます。</p> <p>資料2でございますが、勤労者資金融資制度でございます。現在、八日市市で住宅資金・教育資金・福祉資金・離職者福祉特別資金等の貸付を制度化させていただいておりますが、勤労者融資金制度につきましては、合併時は現行のとおりといたしまして、平成17年度から八日市市の例を基本として実施するという方針でございます。</p> <p>資料1につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。資料2につきましては、先進3地区の例をあげさせていただいております。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問がありましたら、どうぞお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようございましたら、今提案いたしました4件の事項につきましては、次の協議会で協議をいただくことになっております。よろしくお願申し上げます。</p> <p>それでは、次第7番のその他につきまして、事務局から報告いたします。</p>

<p>事務局次長 (青木幸一)</p>	<p>1点目でございますけれども、市町村合併シンポジウムの開催結果概要について、資料に基づきまして説明させていただきます。</p> <p>このシンポジウムは、新市まちづくり計画素案と合併協議の経過について説明し、今後の合併協議に住民意見を反映させることを目的に開催したものでございます。</p> <p>パネルディスカッションにおいては、合併協議会委員にもご参加いただきまして、新市の将来像をはじめ、まちづくりの夢についてもご紹介いただきました。各会場とも多くの方々にご参加いただきまして、5会場合わせて1,020人の参加者を得たところでございます。皆さまには、各般にわたりご協力をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>なお、会場からの質問や意見につきましては、時間の関係で休憩時間中に書いていただきました質問カードに基づきまして、会長・副会長・助役を中心といたしまして答えさせていただきました。回答しました内容は、資料の裏のとおりでございます。</p> <p>合併協議の取り組み経過につきましては、合併の方式について、既存の名称について、各種調整内容について、また、新市まちづくり素案につきましては、都市構造について、新市の施策について、財政計画についてなどの質問やご意見をいただいております。</p> <p>また、その他能登川町の参入についても、各首長へのご質問をいただいております。</p> <p>会場ごとのより詳しい内容につきましては、現在整理中でございますので、年明け早々にも会議録をとりまとめまして、皆さまに配付させていただくとともに、ホームページにも載せさせていただきます。一人でも多くの住民の皆さまにシンポジウムの内容を知っていただきたいと考えております。</p> <p>また、ご提案等につきましては、1月16日まで募集しております意見と合わせまして、1月の合併協議会におきまして報告させていただく予定としております。</p> <p>以上をもって、概要報告とさせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、第2点目でございますが、次回第7回協議会は、1月29日(木)午後2時から、湖東町みすまの館^{かん}で開催させていただきます。傍聴人数につきましては、40名ということでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは最後に、副会長前田五個荘町長からご挨拶をお願いしたいと思います。</p>

<p>副会長 (前田清子 五個荘町長)</p>	<p>閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日は、1市4町の委員の皆さまには、このような年末押し迫りました時期に私ども五個荘町のでんびんの里文化学習センターにお越しいただき、終始熱心にご協議を賜り、心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>この会場であります文化学習センターも、1市4町「東近江市」の一つの施設として、住民の皆さんにお使いいただけることになるわけでございます。</p> <p>また、本日、福祉関係の5つを含めまして、約80～90%の協定項目をご審議、ご決定いただきました。次回は、建設事業関係等の具体的な協議をいただくわけではありますが、合併に向けて一步一步着実に前進していると確信いたしております。</p> <p>今月の初め頃、見事な虹を見ることができました。人の心をなごませる自然界の力には到底及びませんが、人は知恵と努力により虹の掛け橋をつくり上げることができます。将来を見据えた合併に多くの方々から賛同していただけるよう、新市に向け、皆さまと共に努力してまいります。各委員におかれましては、平成15年最後の合併協議会を終了し、さわやかな新年を迎えられ、次回は湖東町さんのみすまの館において開催されます第7回合併協議会で、よりよいまちづくりに向けご協議をお願いいたします。</p> <p>「みんなでつくる うるおいとにぎわいのまち 東近江市」が、夢と希望のある合併となりますように、どうぞ皆さまのご協力をお願いし、年の瀬を迎え寒い時期になりますので、委員の皆さま方、お身体をご自愛いただきまして、来る年も健康で幸多い年でありますようにご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>これもちまして、第6回合併協議会のすべてを終了させていただきます。長時間、大変ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会)</p>